

## 平成30年産以降の生産調整への対応の決定について

〔平成29年8月21日〕  
山形市農業戦略本部決定

山形市農業戦略本部において、以下のとおり決定する。

平成30年産以降、これまで40年以上に渡り続いてきた国の生産数量目標の配分が廃止となる。また、将来的には、高齢化と人口減少による農家の後継者不足により、担い手農家の大幅な減少と耕作放棄地の拡大が危惧される。

そのため、こうした将来の課題解決に向けて、『第6次山形市農業振興基本計画』に基づき、次の施策を講じていく。

ただし、今後の国等の動向や農業をめぐる情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

- 1 米価の安定の観点から、山形県農業再生協議会から示される「生産の目安」の数値の下で引き続き生産調整に取り組み、需要に応じた米生産を推進することにより稲作経営の安定化を図る。
- 2 国の生産数量目標の配分の廃止によりこれまでの地域とも補償事業の継続が難しいことから、当該事業を見直すとともに、引き続き水田の維持・保全を図っていく観点から、転作作物の本作化を促進することにより耕作放棄地の拡大防止を図る。
- 3 そば・大豆等の土地利用型作物については、本作化を促進するとともに、集落営農組織の法人化を促す施策を講じる。
- 4 将来的に担い手農家の大幅な減少が予想される中、食料の安定供給のためには、法人や大規模な担い手農家への農地の集約化が必要であることから、農地の再集約化及び経営規模の拡大を促進する。
- 5 経営規模の拡大を目指す農事組合法人や集落営農組織及び農地の集約化を目指す大規模農家の農業機械導入を促進する。